

令和6年度第2回泉大津市環境保全審議会議事録

令和6年11月22日（金）午後2時～3時

場所：泉大津市役所5階第1会議室

参加者：巖 圭介 副会長：桃山学院大学副学長・社会学部教授

高橋 裕子 委員：京都大学大学院社会健康医学専攻特任教授

竹中 規訓 会長：大阪公立大学大学院現代システム科学研究科教授

水谷 聡 委員：大阪公立大学大学院工学研究科准教授

※50音順

（事務局）

泉大津市都市政策部環境課

議事次第

1. 開会

2. 議事：(1)泉大津市地球温暖化対策地域推進計画の改正について
(2)泉大津市路上喫煙の防止に関する条例の制定について

配布資料：

資料1：泉大津市環境保全審議会委員名簿及び配席図

資料2：地球温暖化対策地域推進計画の改正について

資料3：泉大津市路上喫煙の防止に関する条例（案）

資料4：泉大津市路上喫煙の防止に関する条例について

参考1：泉大津市地球温暖化対策地域推進計画（地方公共団体実行計画区域施策編）

参考2：泉大津市地球温暖化対策地域推進計画（地方公共団体実行計画事務事業編）

1. 開会

- ・会議公開の承認、傍聴者入場の許可

2. 委員紹介

3. 議事

(1) 泉大津市地球温暖化対策地域推進計画の改正について

- ・事務局から資料2について説明

(竹中会長)

ご意見、コメント等ありましたらお願いします。

(巖委員)

排出係数について、都市ガスについても年度ごとに変動した係数を用いるのか。

(事務局)

令和6年度よりガス事業者及び熱供給事業者について、電気事業者と同様に基礎排出係数・調整後排出係数を温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度のウェブサイトにて公表しているため、都市ガスについても事業者ごとの排出係数を用いる。

なお、排出係数が公表されていない事業者から供給を受けている場合は、国が示している排出係数を用いるものとなる。

(水谷委員)

計画を現状にあわせて改正するのは良いことだが、見直すタイミングなどどうなっているのか。

(事務局)

今回の改正については、国の計画が見直されたことにより、市の計画で示す目標数値が国との目標数値に大きく乖離したことが大きな要因である。今後も改正のタイミングについては検討していく。

(竹中会長)

令和5年度のCO₂排出量の削減について、使用電力の切替だけでここまで削減できたのか。

(事務局)

電力の切替により排出係数が0の電力を使用しているため、多くの施設において電力使用によるCO₂排出量が0になったと計算している。

(水谷委員)

電力の切替だけでなく、全体的な排出係数の見直しにより算定される CO2 排出量が削減されたのではないか。排出係数の原単位を 2013 年度のものから改めたことにより、前年度から大幅に削減されたものではないか。

(事務局)

申し訳ございません、説明を一部訂正いたします。水谷委員のお示しのとおり、電力の切替だけでなく全体の削減を含めての削減量となっています。

(2)泉大津市路上喫煙の防止に関する条例の制定について

- ・事務局から資料 3、資料 4 について説明

(竹中会長)

ご意見、コメント等ありましたらお願いします。

(高橋委員)

パブリックコメントには条例に賛同するご意見や取り下げて欲しいというご意見もある。これはどこの市町村でも同様の状況に陥るもので、その中でも非常に適切に対応されているものとする。

ご意見の中で、こども園の周囲などに喫煙禁止区域を設けて欲しいというものは切実なものであろうと考える。今後禁止区域を検討していく中で、子ども園や学校の付近を優先して検討いただければと思う。

もう 1 点、現状過料を取らないということは理解したが、条例の施行後にモニタリングは必要であるとする。喫煙者の自覚を促す方針で受動喫煙の防止を進めて、喫煙場所の制限が上手くいった事例もいかなかった事例も存在する。うまくいかなかったら過料を設ける必要が生じると思う。モニタリングをしなければ路上喫煙の増減が判断できないとする。

(事務局)

まずは喫煙禁止区域について、条文の第 4 条で子どもの周囲では喫煙しないよう努めるよう定める案としているため、条例施行後に十分検証したうえで検証させていただければとする。

続いて、モニタリングについては、当方としても実施すべきであるとする。喫煙場所をどうするかという意見はパブリックコメントでも多数いただいております、整備方針等も含めて今後の状況を見て検討していく。喫煙される方、されない方が双方が心地よ

く安全かつ健康的な生活をおくっていただけるよう検討をしたい。まずは条例制定後、モニタリング等を実施したい。

(竹中会長)

まずは条例を施行し市民への意識付けを行い、意識が高まっていけば路上喫煙をする人は減ってくるかと思う。過料がないから守らないという考えはないと期待している。モニタリングをして改善が見えなければ、禁止区域も広がり過料も設定されるということを周知できればよいが。

高橋委員にお聞きするが、モニタリングをするにあたり何か良い手法はあるか。

(高橋委員)

お勧めできる手法としては2つ、職員が月に数度喫煙している人がいないか実際に見回るものと、その場を利用している方に喫煙者がいなかったかどうかアンケートをとる手法である。実際に利用している人の方が日常の様子をよく知っているためである。

モニタリング調査をする場合は長く続ける必要があるため、少なくとも1年間程度は続けていただきたい。

路上喫煙が少しくらい残っていてもよいという考えではなく、禁止エリアでは、それこそ日本語が読めない海外の方であるとかそういった特殊な条件を除けば路上喫煙はないという状況を作り出すことが、路上喫煙、受動喫煙の防止であると考えます。

一定期間以上継続してモニタリングする必要があるため、持続可能な範囲で回数を決めて実施していただきたい。

(水谷委員)

子どもの周囲とあるが、実際の距離はどの程度のものを考えているか。

(高橋委員)

東京都の受動喫煙防止条例では30mと定義している。実際にいちいち測るわけにはいかないので、その点は自治体で考えていただくことだと思う。

(巖委員)

実際にこの条例が施行される際には広報紙などで特集すると思うので、その際に情報提供を実施すればよいと考える。

煙草に関しては、税としてお支払いいただいている部分もあるが、実際に喫煙者にかかる医療費や休業補償などの費用についても相応にかかっており、損失も大きいいためそのような点もお知らせいただければと思う。

(事務局)

条例を制定するにあたり広報していくとともに、街頭啓発等々を実施する予定である。

(竹中会長)

条例案第3条第2項、市は、市民等又は事業者等が行う路上喫煙の防止に関する活動に対し、必要な支援を行うものとするがあるが、支援とは何をさすか。

(事務局)

今後検討していくところではあるが、路上喫煙防止の活動をするにあたり発生する費用を負担することも考えられるが、活動される市民団体などがどのような支援を求めるか、どのような要望が今後出てくるかにより検討を進めることになろうかと考える。

(竹中会長)

他にご意見がないようであれば、議論を終結する。

それでは、今回出た意見等をまとめて本条例の制定における諮問に対する審議会からの答申を作成し、泉大津市にお渡しすることとなる。

以降は会長一任で答申をさせていただこうと思うが、ご異議はないか。

(委員各位)

異議なし

(竹中会長)

他にご意見がないようであれば、会議を終結する。

(事務局)

後日、竹中会長より答申をいただき、条例の制定について上程していく予定。

長時間にわたり慎重ご審議ありがとうございました。

以上